

31 監 査 第 110 号
令 和 元 年 9 月 5 日

請 求 人 (略)

愛 知 県 監 査 委 員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 森 下 利 久

同 坂 田 憲 治

地 方 自 治 法 第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 に つ い て
(通 知)

令 和 元 年 8 月 20 日 付 け で 提 出 の あ り ま し た 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号)
第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 (以 下 「 本 件 住 民 監 査 請 求 」 と い
う 。) に つ い て は 、 別 紙 の 理 由 に よ り 却 下 し ま す 。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は次のとおりと認めた。

あいちトリエンナーレ実行委員会と「表現の不自由展」実行委員会が締結した「あいちトリエンナーレ 2019」作品選定・制作・展示業務に関する契約金額 2,257,000 円の支払執行に関して金額が適正に使用されたか、また金額が多すぎず妥当なものか監査を求める。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を監査対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

しかし、本件請求に係る支出及びその前提となる契約の締結は、あいちトリエンナーレ実行委員会により行われたものであり、県の財務会計上の行為ではない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法である。